

# 記載例

資有・資無 入力者

## 政治団体解散届

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

資金管理団体の指定がされている団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届(解散等)」等も併せて届け出ること。

届出日 令和〇〇年 7 月 6 日

届出書を提出した年月日  
(解散日以降の届出となる)

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会

様

届出されている最新の状況と一致すること。

解散又は政治団体でなくなった日から30日以内(国会議員関係政治団体は60日以内)に届け出ること。

政治団体の名称 ちば一郎後援会

事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-1

代表者の氏名 千葉 一郎

会計責任者の氏名 千葉 二郎

令和〇〇年 7 月 1 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により

届け出ます。

解散日までの収支報告書の提出が必要となる。  
(解散年の収支報告書の宣誓日は、解散日より後となるので留意すること。)

### 《備考》

- 代表者及び会計責任者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 解散又は政治団体でなくなった日から30日以内(国会議員関係政治団体であった場合には60日以内)に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- この届出をする場合には、解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。
- 当該団体が資金管理団体に指定されている場合は、「資金管理団体でなくなった旨の届(解散等)」を併せて提出すること。

PA D・P・M・E SI SE